令和８年第２回川西町
議会定例会会議録

令和８年６月17日　水曜日　午前10時15分開議

議長　鈴木幸廣　　副議長　遠藤明子

出席議員（１２名）

１番　舩山千鶴君	２番　鈴木孝之君
３番　寒河江寿樹君	４番　渡部秀一君
５番　寒河江　司君	６番　吉村　徹君
７番　伊藤　進君	８番　神村建二君
９番　橋本欣一君	１０番　髙橋輝行君
１２番　遠藤明子君	１３番　鈴木幸廣君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

町長	茂木　晶君	教育長	片倉和之君
総務課長	有坂強志君	企画財政課長	中山宗隆君
政策推進課長	色摩良一君	会計管理者・税務会計課長	梶山由美君
住民課長	大河原孝如君	福祉介護課長	鈴木　玄君
健康子育て課長	齊藤敏明君	農林課課長補佐	髙橋陽一君
商工観光課長	安部博之君	地域整備課長	金子満博君
教育文化課長	前山律雄君	監査委員	嶋貫榮次君
企画財政課課長補佐（財政担当）	石田英之君		

事務局職員出席者

議会事務局長　鈴　木　優　徳　　事務局長補佐　竹　田　紀　子

主　　任　髙　橋　知　希

議　事　日　程　（第　３　号）

令和８年６月17日　水曜日　午前10時15分開議

日程第　１　議第５０号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定についてから議第４９号　令和８年度川西町下水道事業会計補予算（第１号）までの付託議案の審査報告について

（総務文教常任委員会委員長）

（産業厚生常任委員会委員長）

（予算特別委員会委員長）

日程第　２　議第５４号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第２号）

日程第　３　議第５５号　坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について

日程第　４　発議第２号　議員の派遣について

日程第　５　発議第３号　髙橋輝行議員に対する辞職勧告決議

日程第　６　請願の審査報告

請願第２号　副町長の選任に関する請願

（総務文教常任委員会委員長）

請願第３号　核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についての請願

（総務文教常任委員会委員長）

請願第４号　ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備促進に係る請願

（総務文教常任委員会委員長）

請願第５号　ＪＲ羽前小松駅前の駐車場確保に係る請願

（総務文教常任委員会委員長）

請願第６号　置賜広域水道用水供給事業の責任水量に関する請願

（産業厚生常任委員会委員長）

日程第　７　発議第４号　閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第６まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第１　発議第５号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議について

◎開議の宣告

○議長　ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回川西町議会定例会第13日目の会議を開きます。

（午前１０時１５分）

◎議事日程の報告

○議長　本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎議第５０号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定についてから議第４９号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）までの付託議案の審査報告について

○議長　日程第１、議第50号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定についてから議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該７議案については、本定例会第１日目の６月５日本会議において、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしておりましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

（総務文教常任委員会委員長　寒河江寿樹君　登壇）

○総務文教常任委員会委員長　３番、寒河江です。

それでは、私のほうから、総務文教常任委員会付託議案審査報告をいたします。

令和８年６月５日、第２回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

１、２、３については、記載のとおりであります。

４、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

（１）議第50号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定について。

町有施設の使用料、手数料等を改定するため、本条例を制定する旨の説明を受けた。

料金改定の趣旨を十分に理解いただくため、丁寧な説明と周知に努めるよう意見を付した。

以上、本議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、一部意見を付し、原案のとおり可決するものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上であります。

○議長　総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第50号　使用料、手数料等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長吉村　徹君。

吉村委員長。

（産業厚生常任委員会委員長　吉村　徹君　登壇）

○産業厚生常任委員会委員長　６番、吉村です。

私より、令和８年６月５日、第２回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

１、２、３については、記載のとおりでございます。

４、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

（１）議第51号　川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

国の印鑑登録証明事務処理要綱の一部改正に伴い、本条例を改正する旨の説明を受けた。

（２）議第52号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町水道委員会での審議を経て、その答申内容に基づき水道料金の改定を行うとともに、災害その他非常時における給水装置工事事業者の確保を図るため、本条例を改正する旨の説明を受けた。

以上、各議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議第52号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会において付帯決議案が提出され、本委員会として付帯決議を発議することに決定いたしました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長　産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

髙橋輝行君。

○１０番　議会初日、産業厚生常任委員会のみならず、一括議題に対する質疑の中でご指摘申し上げましたけれども、いわゆるマンパワーの不足、つまり、もっと平たく言えば、手方が足りないというか、職員の人数が足りないというか、あるいは専門職が足りないというか、いろいろあるわけですが、そういう内容を心配してというか、何回も申し上げますが、与党の議員としてであります、批判でなくて。

そういうご指摘を申し上げ、茂木町長は、何とかやりくりしてやっていると、心配するな

という答弁があって、与党議員としては、私としてはそうかということで、全幅の信頼を茂木町長に置き、業務については茂木町長に委ねるほか、議員としては何もできないわけですが、審査の際、そのような内容について、聞けば聞けるタイミングもあったと思うんですが、話題になったのかどうか、ちょっとお尋ね申し上げたい。

○議長　吉村委員長。

○産業厚生常任委員会委員長　委員会においては、あくまでも水道料金の値上げの問題とか等の説明を受け、当局から丁寧な資料をいただきながら審査させいただきまして、そういったマンパワーのところまでは話が出なかった状況であります。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　議長、総体的なことで申し訳ないですが、６月の議会は、いわゆる補正関係になります。でありますから、全体的な140億の枠のごく一部の部分というふうになりますけれども、今回、水道の関係で、紹介議員として私が呼びかけをし、鈴木孝之議員と、後段出てきますけれども、請願の審査内容。その際、茂木町長、勉強させていただいた中で、せっかく事業を採択になった、一つの話ですよ、事業採択になった八幡原の配水池から約1,200メートル、東陽寺前のいわゆる県道ですよね。そこに埋設する計画が、その当時、吉田さんが課長時代の内容ですが、原田町長時代です。これが事業採択になっておるんですが、２年でその後、７年、８年、本年８年ですよね、７年と、せっかく事業採択になったものが中止しているんですよね。

これは担当課からの説明を受けたわけでないです。資料を頂いた中で、今回の、水道委員会に答申しましたよね、これから水道料どうだという資料の中に明確に書かれていますよね。これは神村議員が水道委員ですよね。神村さんから全然報告ないわけですけれども、これは困ったものですが、これは仕方ない、報告しないんだから。議員から水道委員を上げているわけですが、そのことは、これは仕方がない。

話戻りますけれども、せっかく事業採択になり、県内35市町村で一番老朽管が残っていると。石綿管については20キロ切ったのかな、それでもざっと20キロでしょう。そして、これが40年以上たったと。さらに、一つの例ですよ、水道だけをつるし上げするわけじゃないんですけれども、今度は硬質塩ビ管、これは委員長、商売柄、得意中の得意ですよね、これも40年たったと、これが十何キロでしょう。これを原田町長時代に、ずっとぶなげてきたんですよ、有利な補助があったのに、国の施策で、やれやれやれと。高率な配当の補助事業のときに、別な方さ取り組まれて、水道だけを考えれば、一つの例ですよ、ぶなげてきたんです

よ。

ところが、原田町長も辞め際に、これはならんということで、そういうご判断をしたんでしょう、辞め際に事業採択もらって1,200メートル、これ順調に。ところが、これ茂木町長、いつまでも、今、２年目、３年目でしょう。来年、再来年が選挙でしょう。我々選挙ありますからね。出るとすればですよ。そういうスケジュールからいった場合に、いつまでも委員長、前任者の責任ということは、これはいかないわけですよ。

結局、バトンをタッチして、茂木町政になって、せっかく原田町政で事業採択になったものを、７年、８年で２か年、せっかく採択、上位事業ですよ、採択になったものを、手をつけなかったと。もったいないというより、水道料金の関係もあるわけでしょう。これを理解をいただきながら、過日言いましたよね。以下同文でありますから、繰り返しませんけれども、これは、今度は茂木町長の責任ですよね、でしょう。私は茂木町政を支える、微力でありますけれども、今もそういう気であります。ほかにもいっぱいそういう議員がいます。ほかの人は分かりませんけれども、私は支えていくと。

別問題ですが、片倉教育長もでしょう。かなり何か怒ったような感じありましたけれども、支えるんだと、おまえに言われれなくても分かっているというようなことは言いませんでしたけれども、過日の答弁で本当に力強い内容、茂木町政を支えていくと。

これ今度、バトンタッチしたものを、今度は茂木町政になって、事業採択になったものを実施しないとなりますと、この時点で茂木町長の責任ですよね、そうでしょう。つまりこれは、話戻りますけれども、全体的なマンパワーが不足しているんじゃないかと、私、分かりませんよ、そんなふうに思うので、話戻りますけれども、委員長にまずお尋ねするんです、これ、委員長にね。

でありますから、私は、本６月定例会の冒頭に、そういうヒントを言ったつもりですよ、分かったふりして言っているんじゃなくて、ヒント。このヒントを生かして、ご審査する時間があったわけですから、水道のみならず、マンパワーのことはどうだったのかと。一つや二つ、検討した内容のご報告はいただきたいものだということでありますが、重ねてお尋ね申し上げ、そしてまた、今、具体的な事業関係、手をつけなかった、そのようなことなどについても、当然話題になったのかどうかということなども心配ですわね、お尋ねします。２点です。

○議長　吉村委員長。

○産業厚生常任委員会委員長　いろいろ今、ご質問いただきましたが、そういったマンパワー

の問題と関連した話ということはなかった。ただ、今言われたように、まだある石綿管であったり、そういったものに対して、議会でも何度も指摘している問題でありますけれども、そういったものに対して、やはりきちっと町民に対して説明責任を負うべきではないかという思いを込めまして、今回、付帯決議という形で、常任委員会で話を煮詰めたところであります。よろしくお願いしたいと思います。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　重ねて申し上げますけれども、委員長、結局、町民の理解を得る、しかし、水は漏っている、ほかのところは100％近い、例えば米沢でも南陽でも、広域で一緒にやっていこうと呼びかけをしている、重要事業に上げたと。てめえのことですよ、ちょっと乱暴な言い方ですけれども、水は３割も漏っている、老朽管のせっかく採択になった事業は手がけないと。水は漏れっ放し、水道料は上がると、これでは町民の理解、これはなかなか難しいですよね。

しかし、実情を茂木町長は言っているわけだから、これは私も一緒になって、その説明はお手伝いしますよ。今もそういう話はしていますよ。しかし、町民に理解いただくという、今委員長が言った内容と、それから町民の理解の前に、まず行政が漏っている管を直すとか、上位事業の採択もらった事業をまずこなすと。このインフラ整備、今町長に聞く時間でないんですけれども、そうですよ。十分、吉村さん、設備屋の社長なんだから、皮肉を言うんでないけれども、そういう意味で、私以上に専門家なわけなので、これ、ひとつ踏ん張ってやっていただきたいと。話題にならなかったと、話題にしなかったと、こういうことですね。

ぜひ、９月の議会もあります。そして、12月あるでしょう、３月、９月議会、12月議会、３月議会でしょう。そして改選期、出るとすれば、吉村さん、出馬されるとすれば、まず定例会３回あるわけですよ、委員長としては。これ、私も頑張りますけれども、頑張って町長に話をしたり、あるいは予算の工面は、これ中山課長ですけれども、一緒に考えていこうというふうに思うので、申し上げているわけですが、私、申し上げていること、ご理解いただけましたか、確認して質問終わりたいと思います。

○議長　吉村委員長。

○産業厚生常任委員会委員長　十分に理解しているつもりでございますが、いずれにしましても、今回そういった中で、付帯決議をぜひご検討いただいて可決していただきながら、やっぱり町に取り組んでいただくという方向で進めていくべきだなというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長　ほかに。

（な　　し）

○議長　ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第51号　川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第52号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎動議の提出

（議　　長）

○議長　６番、吉村　徹君。

○６番　６番、吉村です。

川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議を提出すべく、直ちに日程に追加し、議題とすることを求めます。

（賛　　成）

○議長　ただいま吉村　徹君から、川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議提出の動議が出されました。

この動議は所定の賛成者もありますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前１０時４２分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前１０時５９分）

◎日程の追加

○議長　先ほど出た動議について、お諮りいたします。

川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議について、日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議事を進めることに決定いたしました。

議案調整のため、暫時休憩いたします。

（午前１１時００分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前１１時０３分）

◎発議第５号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議について

○議長　追加日程第１、発議第５号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者吉村　徹君。

○６番　６番、吉村です。

それでは、私よりご提案申し上げます。

発議第５号　川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議について、上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第３項の規定により提出いたします。

提出理由につきましては、水道料金の見直しについて、適切な対応を講ずるよう要請する

ため、付帯決議案を提出するものであります。

６月11日付、本職名であります。

付帯決議案を朗読をもって提案いたします。

川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に対する付帯決議（案）

本町の水道事業は、老朽化した施設の更新費用の増大、人口減少に伴う料金収入の減少、さらに資材や電力費の高騰など、極めて厳しい経営環境に直面している。今回の水道料金改定は、安定かつ良質な水道サービスを将来にわたり維持していくために必要な処置であると認識する。

しかしながら、水道料金は町民の生活基盤に直結する公共料金であることから、町におかれては、これまで以上に経営の改善と情報公開に努め、持続可能な水道事業運営の確立に対する責任を果たすべきである。

ついては、議会として、町に対し下記の事項について誠実かつ着実な対応を強く要請するものである。

記。

１　中長期的視点に立った次期水道事業経営戦略を早期に策定し、施設更新計画及び財政見通しを明確に示すこと。

２　老朽化施設の更新に関する優先順位を示し、その進捗状況を毎年度公表すること。

３　広域連携、共同化、ＤＸ、省エネ化など、経営効率化に資する取り組みを積極的に推進すること。

４　料金改定の理由及び収益の使途を町民に対し丁寧かつ分かりやすく説明し、特に生活困窮世帯等への負担軽減策についても十分に検討すること。

５　水道事業の経営状況を毎年度議会に報告し、必要な改善措置を継続的に講じること。

以上、決議する。

令和８年６月17日、川西町議会であります。

ご審議の上、ご可決いただけますようお願いいたします。

○議長　本案に対する質疑を許します。

髙橋輝行君。

○１０番　これは産業厚生常任委員会の総意ですか。

○議長　吉村　徹君。

○６番　産業厚生常任委員会の総意であります。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　総意だとすれば、ちょっとびっくりするんですけれども、いわゆる公党の党名は申し上げませんが、本当の十八番かなと思ったんですが、これは総意ね、全会一致。議会もなかなか大変ですね。それはそれで、バッジをつけて、そこで総意ね。

まず一つずつ、簡単に言いますけれども、１番と２番、更新の関係、老朽化の、いわゆる更新でしょう。これ、総意にしては、これでいいと思わなかったからいい、さっき第２分科会に質問したでしょう、私、マンパワーも含めて。そのときに吉村さん、何もおっしゃらないで、こういう顛末だければ、こんなことで、こういうふうに話したというような情報を今出していただければ、なお分かるんじゃないかと思うんですが、違いますか。

そこで質問します。いいですか。

いわゆる茂木町政の、ちょっと厳しく、これは、与党といえども言わなければなりませんが、さっきの繰り返しになりますけれども、せっかく原田町政の辞め際で事業採択もらった、300ミリの管を250にしたのかな、管の径はいいんですけれども、石綿管。この更新、採択もらった事業を、茂木町政にあっては、７年、８年、事業実施していない。これ、ご存じでしょう、吉村さん。

そうなってくると、議会での決める内容だけれども、何かちょっと返事ないところ　と、ちょっとがっかりするんだけれども、もう少し産業厚生常任委員会で掘り下げて勉強してよ。水道委員会に出ている神村さんもいるわけだから、でしょう。ちょっと困るな、それでは。困ったってしようがないんだな、勉強していないんだから。

それで、更新の当然、これ１番、２番はそうだと思うんですよ。まず、事業採択してるものをまずやらせると、チェック機能の立場からすれば、与党・野党関係なく、やらせると、ちょっと乱暴な言い方だけれども、してしていただくということで、そして、新たにまた高配当な、これは茂木町長の仕事ですよ、高配当な事業を見つけてきていただいて、やっていくと、こういうことでしょう。

だから、この１番、２番の内容は理解しますけれども、こういう書き方でなくて、もう少しやっていただくというような、そういう内容のほうが、私はこの付帯決議案に賛成できるんですが、ここがちょっとクエスチョンですよね。

３番目は、４番目、これが本当の十八番だと思うんですが、固定支援ですよね。これ、されればいいんですけれども、なかなかこれ、俺としては難しい問題だと思います。

５番目、これは、ここまで議会に報告を義務づけるという、地方自治法の中で、ここまで

の縛りを茂木町長に言うと、書いたものにして、そして議決して、ここは私は反対ですね。また、反対ですし、反対よりも、地方自治法に基づいてのバッジで、そこまで言えるんでしょうか、これ。いや、言ってもいいかもしれない。私は、水道委員会って条例委員会あるわけだから、そしてまた、茂木町長は過日、申されておりませんが、さらに専門的なものが必要だければやるとも言っていませんが、私、顔色見ると分かるんですよ。専門的に、やっぱりやっていこうという決意もお持ちではないかと、半分以上期待ですけれどもね。

それを議会に義務づけて、１年に１回言えと。そのために我々は、分科会があり、議論するわけでしょう。だから、これは大反対というより、おかしいよ、これ。そういう意味で、この決議案には大反対であります、以上であります。

ですが、どうですか。これ２回目か、もう一回聞けるのか。

○議長　２回目です。

○１０番　２回でしょう。

という理由ですが、提案者お答えください。

○議長　吉村　徹君。

○６番　私としましては、委員会の中でもいろんな話ありましたけれども、経営状況を議会に報告していただくということは何ら問題はないと思います。そういった公営企業会計の報告を受けて、それを議会としては審査していくということだと思います。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　ちょっと矛盾していますよ、あなた。あなたも、吉村議員も、過去に監査委員もしたことあるんでしょう。普通の議員より年間で30万余計に報酬ももらって、やっているわけですよ。それにしては、ちょっとお粗末ですよ。

これ、水道委員会って条例委員会があると、我々議員の代表で、今は神村建二議員が行っているわけでしょう。彼、何も言わないわけだから、言わないのは、それは性格の問題だから、また疑問もないから。だけれども、一発、決議でなくて、ここまで吉村さんが言うんだったら、やっぱり例えば、私の十八番になりますけれども、特別委員会をつくるとかね。

そういう中で、ある程度、我々も一緒に当局ともんで、汗かいて、その結果、産業厚生常任委員会の６人で全会一致だなんていうのじゃなくて、そういう名において、特別委員会なり、そういう名において、全員協議会でもいいですよ。そういうひとつ、ワンクッションというの、何というんですか、それあっての内容にしたほうが、私はいいと思います。

でありますが、今言ったような三角の部分があります、５番目。これはもう議長、議会と

しては、国策に我が町議会は、３回も悪態語った実績があって、今回もしかすると４回目になるか、後段、今日ありますけれども、そういう実績のある我が町の議会の歴史があるので、心配に心配をして言うんですが、まずこれ５番目、これは議長、これ出したものを出す、受るでなくて、やっぱり指導してくださいよ、私はおかしいと思うよ。

あなたは別党だから、かしげるんだよ。やっぱり水道委員会、何遍も言うよ、幸廣さん、水道委員会、条例委員会があって、そこに議員も出しているのよ、人質に。そういうお話もさっぱりないままに、一発、産業厚生常任委員会で総意だと、出したと、あとはおまえらで議決しろと、これは乱暴ですよ。

私は、議員はそういう言葉で、町長、当局側に足かせをするような、そういうことは、地方自治法では私は、内容は含まれないというふうに私は理解しています。じゃ、地方自治法で戦ってやりますかと、こうなりますけれども、ちょっとこれないよね。それじゃ、やる場合は、町長になってからやってくださいよ、今は茂木町長なんだから。もう少し、やっぱり議員が勉強して、レベルアップしてからですよ、これ。

でありますから、反対ですが、何か反論ありますか。吉村さん、反論ありますか、ちょっとお答えください。これが３回目の質問であります。

以上であります。

○議長　吉村　徹君。

○６番　水道状況を報告することは、何ら問題はないと思います、私は。それはやはり議会に報告いただきながら、議会で検討していくというのも、一つの議会活動かと思っていますので、私はこの文面でお願いしたいと思います。

○議長　ほかに。

（な　　し）

○議長　ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長鈴木孝之君。

鈴木委員長。

（予算特別委員会委員長　鈴木孝之君　登壇）

○予算特別委員会委員長　２番、鈴木です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る６月５日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第46号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第１号）、議第47号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第48号　令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）、議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）、以上４議案について、常任委員会を単位とする２つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された４議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第46号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第１号）、議第47号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第48号　令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）、議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）、以上４議案につきまして、全員一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後、十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長　予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和８年度各会計補正予算４議案につきましては、予算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、こ

の際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第46号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第１号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第47号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第48号　令和８年度川西町水道事業会計補正予算（第１号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第49号　令和８年度川西町下水道事業会計補正予算（第１号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第５４号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第２号）

○議長　日程第２、議第54号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第２号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

茂木町長。

○町長　議第54号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第２号）を提案申し上げます。

令和８年度川西町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,254万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,137万6,000円とするものであります。

内容については、中山企画財政課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　中山企画財政課長。

中山課長。

○企画財政課長　私から、議第54号　令和８年度川西町一般会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第１条第１項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、第１表を基にご説明申し上げます。

歳入でございますが、15款国庫支出金、補正額が968万1,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

19款繰入金286万4,000円の補正額となります。財政調整基金の繰入金でございます。

21款諸収入4,000万円の補正額、プレミアム商品券の販売収入となります。

歳入トータルが、5,254万5,000円の補正となります。

続いて、歳出になります。歳出につきましては１事業となります。

７款１項２目７事業の物価高騰対応デジタル地域通貨活用事業となります。

補正額、トータルで5,254万5,000円となります。

13節使用料及び賃借料で64万1,000円、18節負担金、補助及び交付金で5,190万4,000円の補正額となるものでございます。

補正後の財政調整基金残高につきましては、８億8,087万9,000円となり、令和７年標準財政規模に占める割合は12.3％となるところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第５５号　坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について

○議長　日程第３、議第55号　坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

茂木町長。

○町長　議第55号　坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

内容については、金子地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　金子地域整備課長。

金子課長。

○地域整備課長　それでは、私のほうから、議第55号についてご説明申し上げます。

議第55号　坂水橋橋梁撤去工事請負契約の締結について、令和８年６月２日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき指名競争入札に付した坂水橋橋梁撤去工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

１、契約の目的、坂水橋橋梁撤去工事。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約の金額、8,470万円。

４、契約の相手方、山形県南陽市三間通1248番地、株式会社松田組、代表取締役松田孝一。

本日付、町長名でございます。

続きまして、契約書の内容についてご説明します。

仮契約書としまして、工事名、坂水橋橋梁撤去工事でございます。

工事場所、川西町大字下平柳地内でございます。

工期、本契約の効力を生じた日から令和９年３月31日まで。

請負代金額、8,470万円となっております。

その下のほうにありますが、２番目でございますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

令和８年６月４日、発注者、川西町長、受注者、株式会社松田組となっております。

今回の工事内容についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、昨年度に引き続きの工事となります。平面図にありますとおり、今年度の工事の部分に関しましては赤で塗り潰しております。延長につきましては、132.2メートルでございます。

工事の内容でございますが、一番右上のほうに記載しておりますが、防護柵の撤去、床版の撤去、主桁の撤去、そして、橋脚及び橋台の撤去工事となります。

以上で説明となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第２号　議員の派遣について

○議長　日程第４、発議第２号　議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

橋本欣一君。

○９番　９番です。

私より、発議第２号　議員の派遣についてご説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和８年６月15日付提出でございます。

提出者及び賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

朗読をもってご提案申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

１、川西町議会意見交換会。

（１）目的　町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため意見交換会を開催し、広聴広報活動の充実に努める。

（２）派遣場所　小松地区交流センター、大塚地区交流センター、中郡地区交流センター。

（３）期間　令和８年８月18日、19日、両日でございます。

派遣につきましては議員全員でございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長　本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第２章第８項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第３号　髙橋輝行議員に対する辞職勧告決議

○議長　日程第５、発議第３号　髙橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、橋本欣一君。

橋本欣一君。

○９番　９番です。

それでは、私よりご提案申し上げます。

発議第３号　髙橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則14条第２項の規定により提出いたします。

提出理由については、これまで数度の問責決議・辞職勧告を全会一致で可決してきた。しかし、その責任はいまだに果たされていない。

川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させた髙橋輝行議員の責任は重大であり、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において町議会議員を辞職することを強く求めるため、提出するものであります。

６月15日提出、提出者及び賛成者は記載のとおりであります。

決議案について、朗読をもって提案いたします。

髙橋輝行議員に対する辞職勧告決議案でございます。

髙橋輝行議員の空き家バンク仲介による手付金不正受領に関して、度重なる問責決議及び辞職勧告を決議したにもかかわらず、いまだ説明責任が果たされていない。一連の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を著しく欠くものであり、川西町議会政治倫理に

関する決議に反するものである。さらに、議会審議の過程においては、議会の品位と規律を損なう行為が繰り返された。

議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことの社会的、道義的責任は重大である。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意思と責任において髙橋輝行議員の議員辞職を改めて勧告するものである。

以上、決議する。

令和８年６月17日、川西町議会であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長　本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第２章第８項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後１時といたします。

（午前１１時４５分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　１時００分）

◎請願の審査報告

○議長　日程第６、請願の審査報告を行います。

請願第２号　副町長の選任に関する請願、本請願は、本定例会において総務文教常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありま

したので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

（総務文教常任委員会委員長　寒河江寿樹君　登壇）

○総務文教常任委員会委員長　３番寒河江です。

それでは、私のほうからいきます。

令和８年第２回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第２号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る６月10日に議場において、委員５名の出席と総務課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、後任の副町長について、過度な偏見や憶測にとらわれることなく、客観的視点を持って判断するなど、適切な対応を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員から、副町長が不在であることは望ましくないため、適切な対応が図られるよう採択すべきという意見が出されました。

一方で、副町長の人事権は町長にあるため、不採択にするべきとの意見も出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願を賛成少数により、不採択にするべきものと決定いたしました。

以上、請願第２号の審査報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第２号　副町長の選任に関する請願、総務文教常任委員会委員長の報告は不採択であります。

請願第２号　副町長の選任に関する請願を採択することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立なし）

○議長　起立者なし。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

請願第３号　核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）への日本政府の署名と批准を求める意見書の提

出についての請願、本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

（総務文教常任委員会委員長　寒河江寿樹君　登壇）

○総務文教常任委員会委員長　３番寒河江です。

それでは、続きまして、私のほうからいきます。

令和８年第２回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第３号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る６月10日に議場において、委員５名の出席と総務課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、核兵器のない世界を求める意志を明確に示すために、核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書の提出に関する趣旨のものであります。

審査に対し、委員から、住民の暮らしを守る立場から核兵器廃絶に向け採択すべきという意見が出されました。一方で、国の政策に対して異論すべきではないとの考えから、不採択にすべきとの意見も出されました。

採決の結果、本委員会にいたしましては、本請願は賛成多数をもって、願意妥当により採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第３号の審査報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第３号　核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）への日本政府の署名と批准を求める意見書提出についての請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立同数）

○議長　賛否同数。

よって、本案は議長の裁定により、不採択と決定いたします。

請願第４号　ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備促進に係る請願、本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

（総務文教常任委員会委員長　寒河江寿樹君　登壇）

○総務文教常任委員会委員長　３番寒河江です。

それでは、私のほうからいきます。

令和８年第２回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第４号の審査を終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る６月10日に議場において、委員５名の出席と企画財政課課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備について、強力な推進を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、実現に向けたまちづくりを推進していく必要があることから、採択すべきという意見が出されました。

採択の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第４号の審査報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第４号　ＪＲ羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備促進に係る請願。

総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は採択することに決定いたしました。

請願第５号　ＪＲ羽前小松駅前の駐車場確保に係る請願、本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

（総務文教常任委員会委員長　寒河江寿樹君　登壇）

○総務文教常任委員会委員長　３番寒河江です。

それでは、私のほうから説明いたします。報告いたします。

令和８年第２回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第５号の審査を終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る６月10日に議場において、委員５名の出席と企画財政課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、住民の利便性を向上させるため、ＪＲ羽前小松駅前駐車場整備の推進を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、実現に向けたまちづくりを推進していく必要があることから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第５号の審査報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第５号　ＪＲ羽前小松駅前の駐車場確保に係る請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は採択することに決定いたしました。

請願第６号　置賜広域水道用水供給事業の責任水量に関する請願、本請願は本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長吉村　徹君。

吉村委員長。

（産業厚生常任委員長　吉村　徹君　登壇）

○産業厚生常任委員長　６番、吉村です。

令和８年第２回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第６号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る６月11日に議場において、委員６名の出席と地域整備課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、山形県企業局の置賜広域水道用水供給事業について、今後、人口減少が進み、使用量の減少が見込まれるため、固定費となっている責任水量について、柔軟に対応できるよう、県企業局に対して働きかけを求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、基本料金や使用料金の改定が令和10年度に予定されており、責任水量の見直しが必要な状況であることから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第６号の審査報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第６号　置賜広域水道用水供給事業の責任水量に関する請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は採択することに決定いたしました。

◎発議第４号　閉会中の所管事務調査について

○議長　日程第７、発議第４号　閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。

これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、発議第４号閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

以上で本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長　これをもって、令和８年第２回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

（午後　１時２０分）